

シルバー人材センター自動車保険のあらまし

次の画像事例は、シルバー人材センター所有車の損壊補償も含む事故事例です。

事例—1



対物（電柱）損壊事故

事例—2



相手車両巻き込む衝突事故

事例—3



相手人をケガさせた事故

事例—4



建屋損壊事故

補償内容と保険金額		
保 険 種 類	タフビス自動車（事業用総合）	
①シルバー人材センターの車両で事故により相手の方(人)を死傷させた場合の補償		
対人賠償責任保険	1名につき	無制限
対人臨時費用		補償あり
②シルバー人材センターの車両で事故により相手（物）に損害を与えた場合の補償		
対物賠償責任保険	1事故につき	2,000万円
	自己負担額	0円
対物差額修理費用補償特約		補償あり
③シルバー人材センターの車両に搭乗中の方が事故により死傷された場合の補償		
人身傷害保険(車内人身傷害保険)	1名につき	3,000万円
無保険車傷害特約	1名につき	無制限
④シルバー人材センターの車両を事故により破損させてしまった場合		
車両保険	一般補償	
	保険金額	原則各車両の時価額
自己負担額(保険の免責額)	一事故につき一律5万円	

◆ 注意事項

- (1) 車両保険の対象となるのは、シルバー人材センター所有の車両のみです。
- (2) 交通事故の場合は、必ずすぐに警察に届けてください。
- (3) 相手にケガをさせてしまった事故の場合はすぐに救急車を呼ぶ等、被害者の救済を最優先させてください。

※ 詳細については、シルバー人材センター事務局にお問い合わせください。